

都城市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 宮崎県都城市

事 業 名 : 都城市公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (令和3年度改定)

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和47年8月1日(49年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	3,194.59人/平方キロメートル	流域下水道等への 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	6処理区 (都城処理区、中央処理区、山之口処理区、高城処理区、山田処理区、高崎処理区)		
処 理 場 数	6処理場 (都城浄化センター、中央終末処理場、山之口浄化センター、高城浄化センター、山田浄化センター、高崎浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	隣接する北諸県郡三股町と山之口処理区、高城処理区、山田処理区、高崎処理区において、船団方式事業を導入し、汚泥脱水設備及び水質試験設備の維持管理等を共同で行い、経費削減に努めています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料と従量使用料を設定し、上水道の使用水量で算定しています。 井戸水等の使用がある場合は、上水道の使用水量に1人につき1月3m ³ を加算して算定、井戸水のみの場合は、1人につき1月5m ³ を加算して算定しています。						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系の概要・考え方と同じです。						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	その他として公衆浴場用があり、従量使用料のみを設定し、上水道の使用水量で算定しています。 井戸水等の使用がある場合、井戸水のみ場合はメーターで計測した水量で算定し、上水道併用の場合は、上水道の使用水量にメーターで計測した量を加算して算定します。						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	2,693	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	3,184	円
	令和元年度	2,743	円		令和元年度	3,200	円
	令和2年度	2,743	円		令和2年度	3,221	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	23名
事業運営組織	組織体制:2課(総務課・下水道課) 組織体制:6担当制(総務・料金・経営企画担当、施設・工務・排水担当) 職 種:事務吏員10名(再任用1名含む)、技術吏員13名(再任用1名含む)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・ポンプ場等の運転管理業務、窓口受付・検針等の料金徴収業務について、包括的民間委託を導入しています。
	イ 指定管理者制度	実施しておりません。
	ウ PPP・PFI	実施しておりません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施しておりません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施しておりません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり(令和2年度決算により作成)

2. 経営の基本方針

公共下水道事業は、生活環境を改善し、また河川や海などの水質を保全するために重要な基盤整備であり、当市においても計画的に整備を進めてきました。しかし、スプロール化により住宅地が拡散したことによって工事区域が拡大する一方で、着工から50年以上を経過し、施設の老朽化と耐震化に対処することが求められています。

今後は、適正な生活排水処理を選定し、設備の更新を行いながら、企業の経済性を発揮していきます。

本市では、都城市総合計画(後期基本計画)において「活力あるまち」をまちづくりの基本理念とし、「人が交流する安全・安心のまちづくり」を基本方針に掲げています。その実現に向け、公共下水道事業では3つの施策を推進していきます。

○快適な生活環境を確保し、豊かな水資源を保全するために、公共下水道を計画的かつ効率的に整備します。また、地域特性や経済性を考慮し、公共下水道事業の区域を見直します。

○施設の改修や老朽管の更新を計画的に行うとともに、耐震化の検討を行うなど、適正で効率的な施設の維持管理を行います。

○生活排水処理率の向上を目指し、公共下水道の必要性を広く市民に啓発します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本市の公共下水道事業については、着工から50年以上(供用開始から49年)経過し、事業主体が、建設・整備から維持管理・改築更新へと移行しており、今後、多額の維持管理費や更新費用を要することが見込まれます。持続可能な公共下水道事業の実現を目指して、長期的な改築事業費、施設状態の把握、またリスク評価に基づく効果的な点検・調査計画及び修繕・改築計画に基づき、投資の平準化及び事業の効率化を図ります。

(1) 都城浄化センター他機器更新事業 計画期間：平成27年度～令和8年度 総事業費：2,819,768千円

下水道施設の更新については、令和2年度までに長期的な改築事業シナリオや点検調査計画などを含むストックマネジメント計画の策定を行いました。策定した計画に基づき、令和3年度から実施設計を開始して、計画的な修繕・改築を進めていきます。

(2) 管渠改築更新事業 計画期間：平成26年度～令和8年度 総事業費：1,325,826千円

下水道管の老朽化対策については、策定したストックマネジメント全体計画に基づき、耐用年数を経過している管渠の中でも、改築・更新の必要性の高い管渠から改築更新を行い、計画的な管渠の更新・長寿命化を進めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

(1) 資金の管理・調達

本市では、これまでに管理してきた処理場やポンプ場等の老朽化が進んでおり、下水道施設の維持管理・改築更新に必要な経費の増加が予測されます。長期的な改築事業などの投資に要する経費のうち国庫補助金や企業債などの財源を見込めるものについては、これを有効活用し、事業全体の資金管理に努めます。

(2) 企業債残高の通減

企業債の新規借入れを最小限に抑え、企業債残高の通減を図ります。

(3) 水洗化率の向上

下水道経営において、使用料収入は大変重要な財源であり、経営を安定させるためには水洗化率を向上させる必要があります。そのために、戸別訪問や広報紙掲載などのPR活動を実施しながら、下水道への接続を啓発していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 公営企業会計へ移行

公共下水道事業においては、長期的に安定した経営を持続していくために、経営の健全性や透明性を図るため、平成29年度から地方公営企業法の全部を適用して企業会計への移行を完了しました。今後については、経営成績や財政状態の的確な把握を行うことで、適切に施策を推進するとともに、より一層の経営の効率化と健全化を図ります。

(2) 組織統合

平成29年度から農政部農村整備課所管の農業集落排水事業を下水道課へ移管し、公共下水道事業と合わせて業務を行うことにより事務の効率化を図りました。また、企業会計に移行すると同時に下水道課と水道局との組織統合を行い、上下水道局とし、経営基盤の強化を図るとともに、適正な組織体制の構築に努めております。

(3) 委託料に関する事項

管路施設、処理場及びポンプ場施設等の運転・維持管理について、包括的民間委託を導入しており、平成30年度から新たに窓口受付・検針等の料金収納業務について、包括的民間委託を導入し、費用の抑制に努めております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水事業の上水流処理区を公共下水道事業の高城処理区に統合する予定であり、令和8年度供用開始を目指しています。
投資の平準化に関する事項	未反映の取り組みは特にありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他市町村の活用状況の調査・分析を行い、当市で実施可能かどうか検討を進めます。
その他の取組	未反映の取り組みは特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	一般会計からの繰入金を抑制させるため、まずは、維持管理費等の縮減を行い、3～5年ごとに経費回収率の検証を行ったうえで、下水道使用料の改定の必要性について、判断します。
資産活用による収入増加の取組について	未反映の取り組みは特にありません。
その他の取組	未反映の取り組みは特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	未反映の取り組みは特にありません。
職員給与費に関する事項	未反映の取り組みは特にありません。
動力費に関する事項	未反映の取り組みは特にありません。
薬品費に関する事項	未反映の取り組みは特にありません。
修繕費に関する事項	未反映の取り組みは特にありません。
委託費に関する事項	未反映の取り組みは特にありません。
その他の取組	経費全般について、不要不急の見極めや安価調達、包括委託内容の見直しなど、経費回収率向上に向け、経費の削減に努めます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略について、実施状況の評価・検証を適宜行い、3～5年ごとに必要に応じて見直しを実施します。また、実績との乖離が著しい場合や経営・財政状況が大幅に変更となった場合にも、見直しを行います。
---------------------	--

経営比較分析表（令和2年度決算）

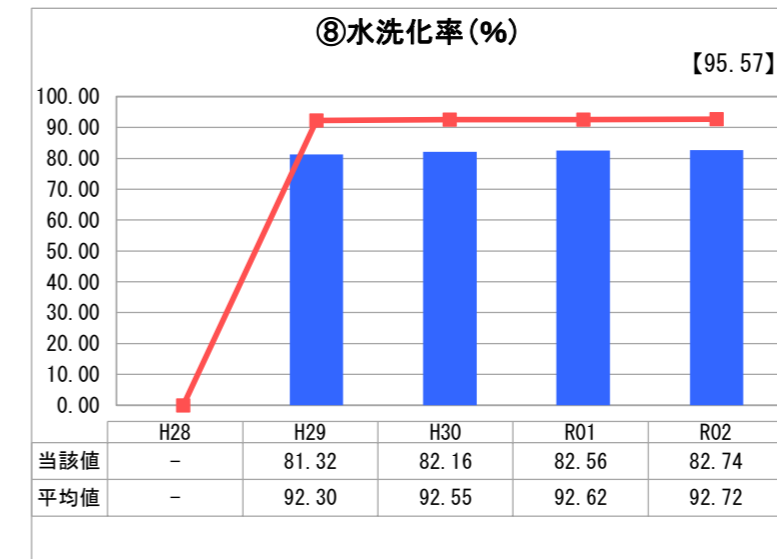
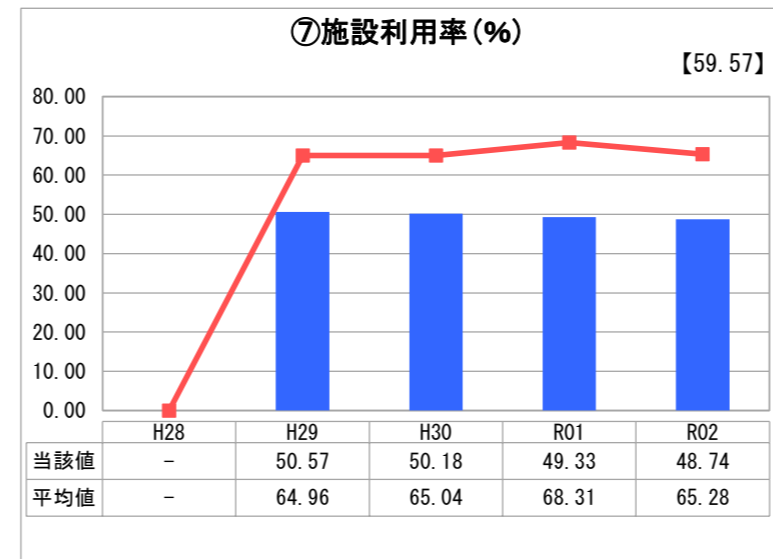
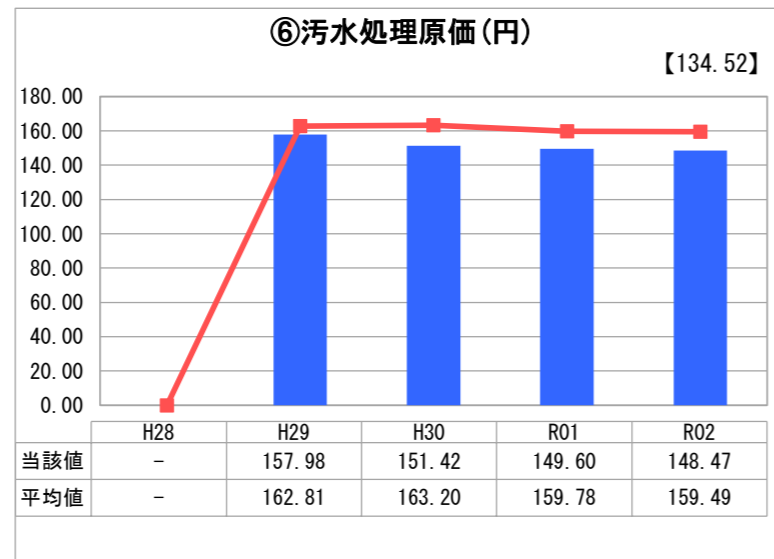
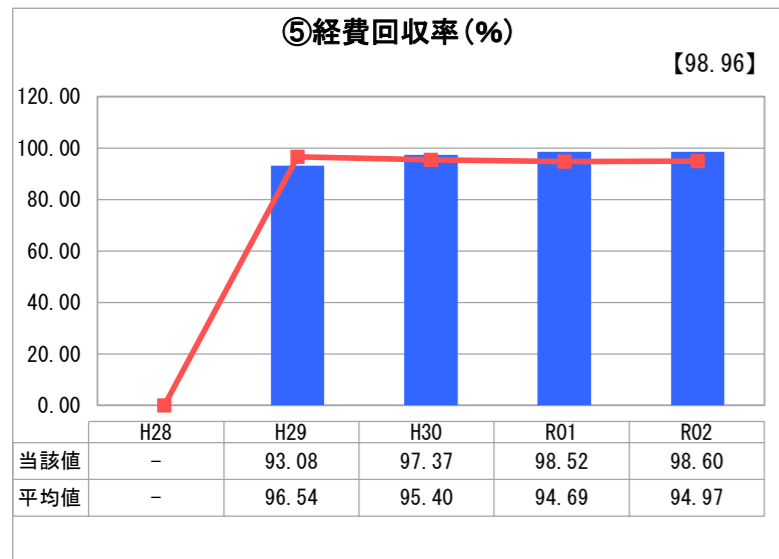
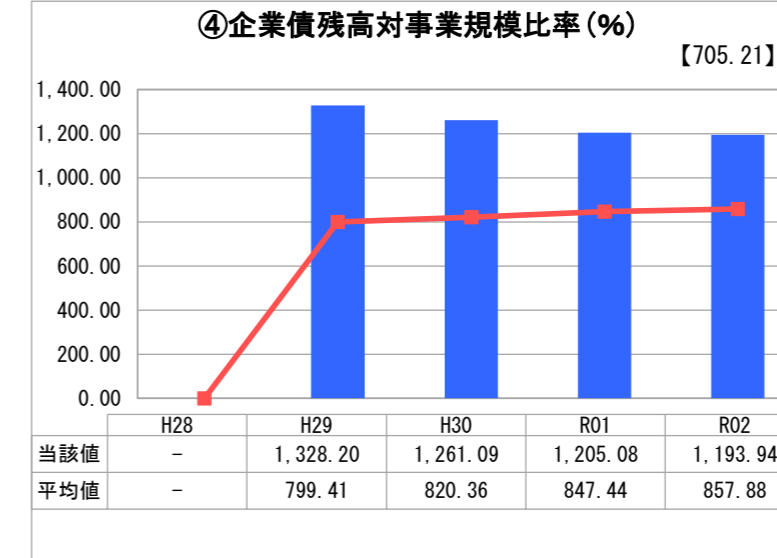
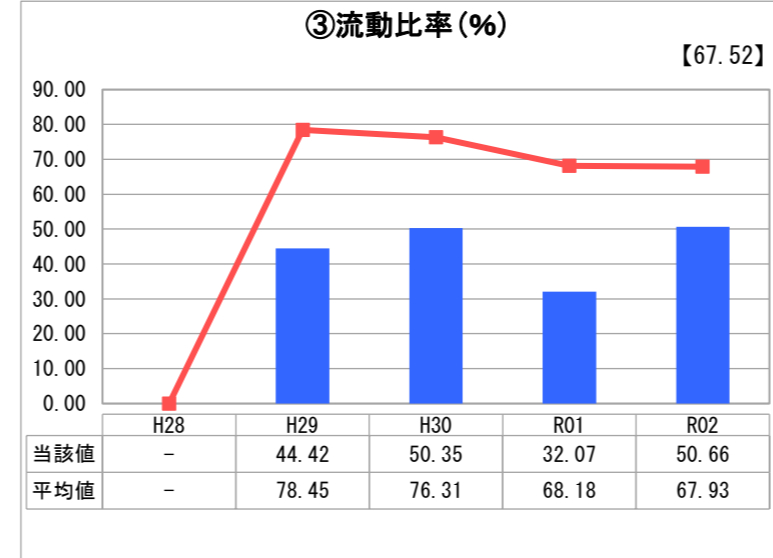
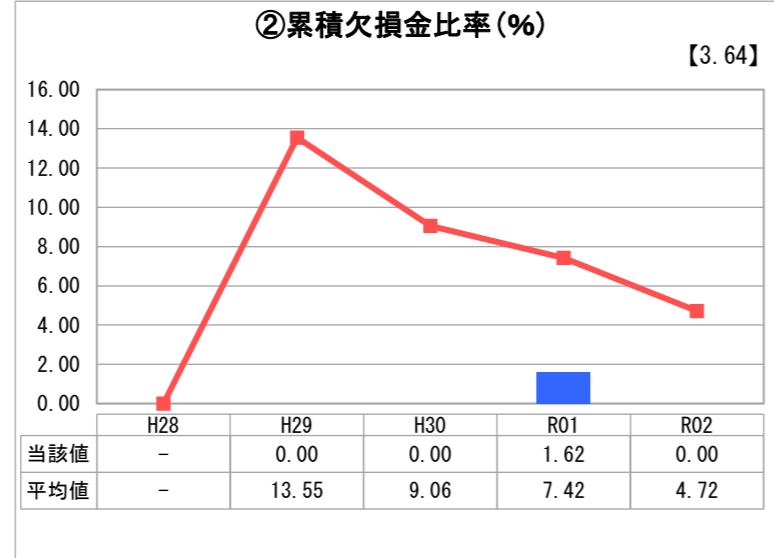
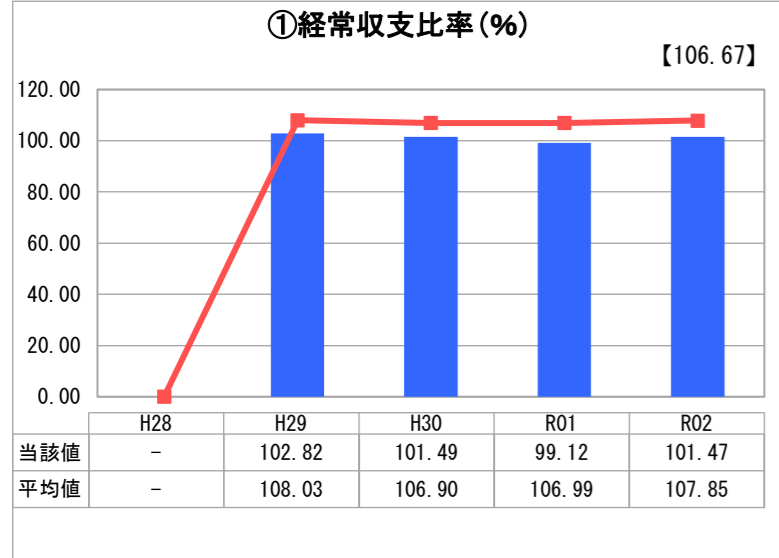
宮崎県 都城市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	57.41	43.88	87.16	2,793

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
163,571	653.36	250.35
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
71,399	22.35	3,194.59

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

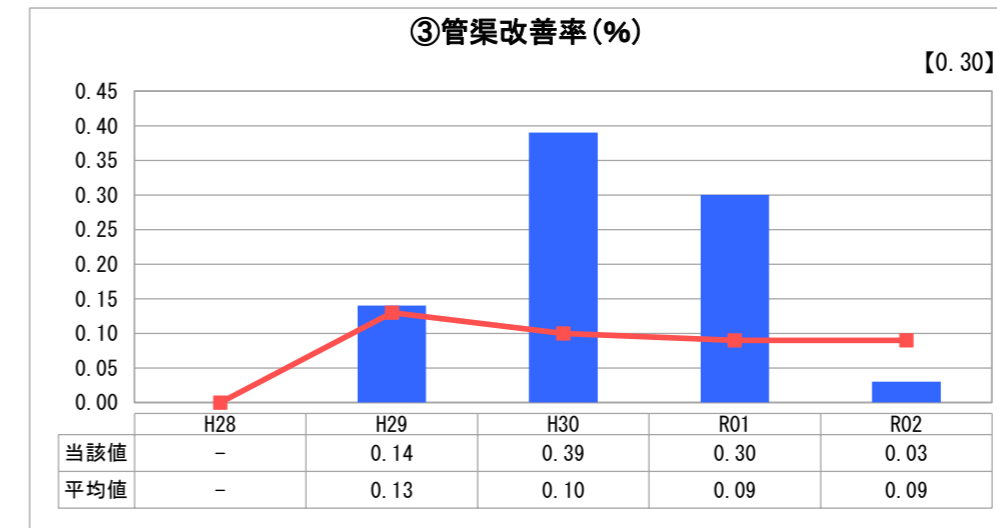
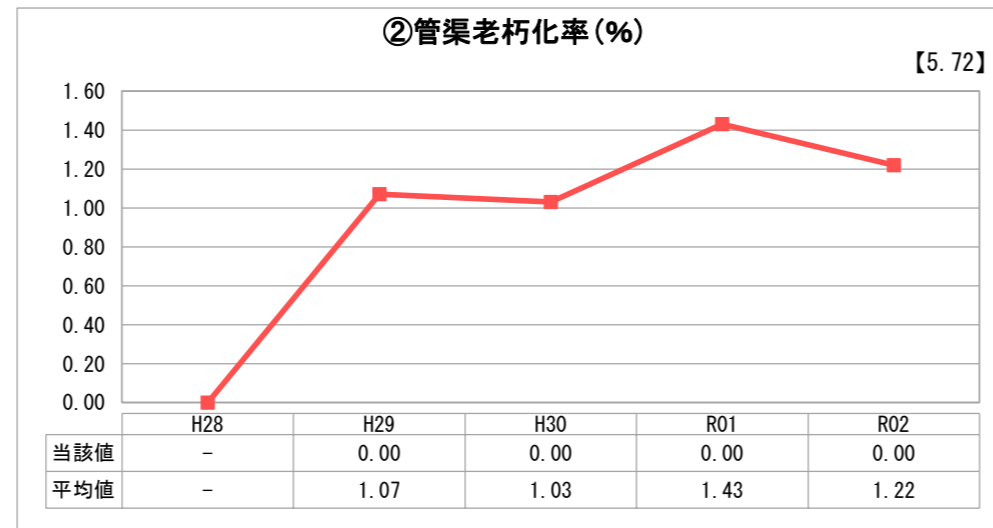
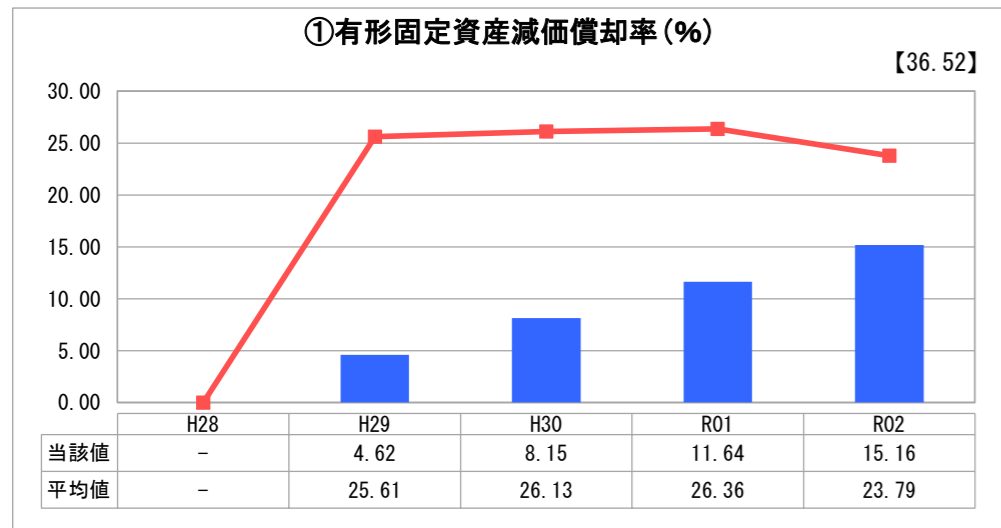
1. 経営の健全性・効率性について

経常損益については、「経常収支比率」が100%以上であり、収支状況が黒字であることを示しています。また「累積欠損金」は発生していません。「流動比率」が類似団体より低く、「経費回収率」も100%を下回っていることから、より一層の水洗化の普及促進と経費の削減により資金の確保を行い、支払能力を高める必要があります。「企業債残高対事業規模比率」が類似団体の平均値に対し高い状況であるのは、未整備地区の整備を行っていること、処理施設の更新事業を実施しているためです。企業債残高の減速を図りつつ事業を進めていく必要があります。「汚水処理原価」については、類似団体の平均値を下回っていますが、老朽化した処理施設の改修及び修繕費用が数値を押し上げている状況ですので、現在、実施している処理施設の長寿命化事業をさらに推し進め、処理施設修繕費用を低減する必要があります。「施設利用率」が低いのは、未整備の区域がまだ多く残されていることと水洗化率が低いためです。「水洗化率」は類似団体の平均値に対して低い状況にあります。これは、未整備地区の整備を進めることや高齢者世帯の水洗化が進まないことが原因と考えられます。引き続き水洗化率の向上を図る必要があります。

2. 老朽化の状況について

法定耐用年数を経過した管渠は現在ありませんが、今後発生が見込まれます。「管渠改善率」は減少しておりますが、ストックマネジメントに基づき、予算の平準化を図りながら実施しており、今後も増加する老朽化した管渠の更新を計画的に実施する必要があります。

2. 老朽化の状況



全体総括

各指標において類似団体の平均値との比較で優位な指標は少ない状況であります。水洗化率の向上を図ることで料金収入を増やすとともに、更なる経費の削減や財源確保を行うことで、企業債残高対事業規模比率、経常収支比率及び経費回収率の改善を行う必要があります。また、老朽化した処理施設の長寿命化により投資費用の低減を図るとともに、今後増加する老朽化した管渠の更新を計画的に進める必要があります。経営戦略については、平成28年度に策定しており、令和3年度に見直しを行う予定です。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度											
		平成26年度 (決算) 法非適	平成27年度 (決算) 法非適	平成28年度 (決算) 法非適	平成29年度 (決算) 法 適	平成30年度 (決算) 法 適	令和元年度 (決算) 法 適	令和2年度 (決算) 法 適	令和3年度 (決算見込) 法 適	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	432,200	620,300	412,700	348,300	589,000	569,400	710,000	1,055,500	835,400	1,079,900	1,268,000	1,224,200
	うち資本費平準化債					95,000	67,400	119,800	407,000	405,700	380,500	384,300	299,800
	2. 他 会 計 出 資 金				174,928	342,730	351,713	235,741	110,574	104,668	101,833	101,489	101,446
	3. 他 会 計 補 助 金	158,095	199,035	207,068	3,198	3,217	2,803	2,432	2,854	2,455	2,580	2,698	2,658
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	154,011	343,048	155,371	78,814	204,591	251,201	336,701	371,116	209,700	533,100	782,950	846,850
	7. 固定資産売却代金								1	1	1	1	1
	8. 工 事 負 担 金	45,573	25,417	29,098	37,168	18,928	18,491	31,877	17,876	16,465	17,171	17,171	16,936
	9. そ の 他	3,247	7,764	110,294		3,186							
	計 (A)	793,126	1,195,564	914,531	642,408	1,161,652	1,193,608	1,316,751	1,557,921	1,168,689	1,734,585	2,172,309	2,192,091
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)				133,767	210,600	29,931	305,939					
	純計 (A)-(B) (C)	793,126	1,195,564	914,531	508,641	951,052	1,163,677	1,010,812	1,557,921	1,168,689	1,734,585	2,172,309	2,192,091
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	567,184	952,934	558,533	232,359	590,014	904,160	627,946	1,298,521	602,862	1,215,875	1,654,410
うち職員給与費		103,666	112,416	111,182	45,634	62,434	59,119	60,718	61,447	61,523	61,523	61,523	61,523
2. 企 業 債 償 還 金		1,193,455	1,233,859	1,252,915	1,265,381	1,281,174	1,274,141	1,292,009	1,327,425	1,348,114	1,359,866	1,368,311	1,296,027
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他		560	115						1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
計 (D)	1,761,199	2,186,908	1,811,448	1,497,740	1,871,188	2,178,301	1,919,955	2,627,446	1,952,476	2,577,241	3,024,221	3,069,211	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	968,073	991,344	896,917	989,099	920,136	1,014,624	909,143	1,069,525	783,787	842,656	851,912	877,120	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金				848,540	746,924	755,249	832,190	742,911	749,787	806,791	824,133	849,054
	2. 利益剰余金処分数額	966,238	990,206	890,950		14,404							
	3. 繰越工事資金	1,835	1,138	5,967		133,767	210,600	29,931	305,939				
	4. そ の 他				6,792	25,041	48,775	47,022	20,675	34,000	35,865	27,779	28,066
計 (F)	968,073	991,344	896,917	855,332	920,136	1,014,624	909,143	1,069,525	783,787	842,656	851,912	877,120	
補填財源不足額 (E)-(F)				133,767									
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	21,135,600	20,522,041	19,681,826	18,764,745	18,072,571	17,367,830	16,785,821	16,513,896	16,001,182	15,721,216	15,620,905	15,549,078	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度											
		平成26年度 (決算) 法非適	平成27年度 (決算) 法非適	平成28年度 (決算) 法非適	平成29年度 (決算) 法 適	平成30年度 (決算) 法 適	令和元年度 (決算) 法 適	令和2年度 (決算) 法 適	令和3年度 (決算見込) 法 適	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 益 的 収 支 分	収益的収支分	998,565	977,181	999,960	992,162	787,385	723,058	800,449	780,880	807,412	819,415	884,622	875,447
	うち基準内繰入金	998,565	977,181	888,345	968,419	785,624	722,985	789,584	780,880	788,303	795,511	859,799	836,435
	うち基準外繰入金			111,615	23,743	1,761	73	10,865		19,109	23,904	24,823	39,012
資 本 的 収 支 分	資本的収支分	158,095	199,035	207,068	178,126	345,947	354,516	238,173	113,428	107,123	104,413	104,187	104,104
	うち基準内繰入金	85,417	96,505	101,807	103,905	107,789	105,021	100,496	105,619	107,123	104,413	104,187	104,104
	うち基準外繰入金	72,678	102,530	105,261	74,221	238,158	249,495	137,677	7,809				
合 計	1,156,660	1,176,216	1,207,028	1,170,288	1,133,332	1,077,574	1,038,622	894,308	914,535	923,828	988,809	979,551	